

第2章 災害予防対策計画

第1節 安全・安心な市土づくり

国、県、市町及びその他の防災関係機関は、以下の施設等の整備や対策推進等を図るものとし、計画を上回る災害が発生しても、施設等の効果が粘り強く発揮できるようにするものとする。

また、老朽化した社会資本について、長寿社会化計画の作成・実施により、その適切な維持管理に努めるものとする。

国、県及び市町は、「自らの身の安全は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第1項 市土保全施設の整備

災害を未然に防止するため及び被害を最小限に止めるため、風水害に先行した治山、治水等の防災基盤の抜本的な整備と対策が必要であるため、以下の方針に基づき総合的かつ計画的に事業の推進を図るものとする。

1. 脊振山麓地帯の地すべり、土砂崩れ等の地域については、地すべり防止工事の促進を図る。
2. 筑後川、城原川、田手川、中池江川並びにその支流等の河川を重点とした治水、河川改修等の必要な予防設備の整備促進を図る。
3. 市土保全計画

(1) 地盤災害防止施設等の整備

水資源の確保と流域の保全のため、保安林の整備と管理事業を強化し、崩壊地の復旧、崩壊防止、地すべり防止事業を強力に推進し、市土保全の機能を拡大する。

① 治山施設の整備

ア 森林整備保全事業の推進

市は、森林の維持造成を通じて、豪雨・暴風雨等に起因する山地災害による被害を防止・軽減するため、治山施設の整備を推進する。

特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木補足式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。

イ 山地災害危険箇所の点検

市は、山地災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、危険な地区を中心に点検を行う。

ウ 山地災害危険箇所の周知等

市は、山地災害危険箇所について、地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

② 砂防施設の整備

ア 砂防事業の推進

市は、豪雨・暴風雨等に伴う土砂の流出による被害を防止するため、砂防施設の整備を推進する。

特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木補足効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。

イ 砂防指定の点検

市は、県と共同して、土砂災害を未然に防止するため、梅雨時期・台風前期には、砂防指定地の点検を実施する。

ウ 土石流危険渓流

市は、土砂災害発生危険性が高い地域について、地域住民に周知の徹底を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

土砂災害危険箇所における、警戒等の基準は、佐賀県土砂災害情報システムを参考にを行う。

③ 地すべり防止施設の整備

ア 地すべり防止事業の推進

市は、豪雨・暴風雨等に伴う地すべりによる被害を防止するため、地すべり防止施設の整備を推進する。

イ 地すべり防止区域の点検

市は、県と共同して地すべり災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、地すべり防止区域の点検を実施する。

ウ 地すべり防止区域の周知等

市は、地すべり防止区域について、地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

④ 急傾斜地崩壊防止施設の整備

ア 急傾斜地崩壊防止事業の推進

市は、豪雨・暴風雨等に伴う急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、急傾斜地崩壊防止施設の整備に努める。

イ 急傾斜地崩壊危険区域の点検

市は、県と共同して急傾斜地崩壊による災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、急傾斜地崩壊危険区域の点検を実施する。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域の周知等

市は、急傾斜地崩壊危険区域について、地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

⑤ 災害危険住宅等の移転対策の推進

ア 災害危険区域内の危険住宅の移転等

(ア) 市又は県は、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法第39条の災害危険区域のうち、市民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進する。(防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和47年法律第132号))

(イ) 市は、がけ地の崩壊及び土石流等により市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域

から危険住宅の移転を促進する。(地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例(昭和49年佐賀県条例第4号))

(2) 土砂災害のソフト対策

① 基礎調査

県は、おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表するものとする。

② 土砂災害警戒区域の指定等

県は、土砂災害(土石流・地すべり・がけ崩れ)から市民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の調査を実施し、市の意見を聴いて、土砂災害による住民等の危機が生じるおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定し、土砂災害特別警戒区域については、次の措置を講ずるものとする。

ア 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する制限(許可制)

イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制

ウ 土砂災害時に著しい損傷が生じる建築物に対する移転等の勧告

エ 勧告による移転者への融資及び資金の確保

③ 土砂災害警戒情報等の提供

市長が防災活動や住民への避難勧告等の対応を適時適切に行える用支援するとともに、住民自らの避難の判断等にも参考となる様、国と県は次の情報を発表する。

市は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線、広報車、携帯電話の緊急速報メール(株式会社NTTドコモが提供するエリアメール、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社が提供する緊急速報メール等をいう。以下同じ。)などあらゆる手段を活用し、住民に対し迅速かつ的確に伝達する。

ア 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害の危険性が高まった場合、佐賀地方气象台及び県は共同して土砂災害警戒情報を発表する。

イ 土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報(土砂災害緊急情報)を関係市町へ通知すると共に一般に周知する。

ウ 警戒体制の整備

県は、インターネット等により、雨量、土砂災害危険度情報、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の情報提供を行う。

(ア) 避難勧告等の発令基準

市町は、関係機関と協議し、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準等をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直すものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所について周知を行う。

(ウ) 避難勧告等の発令対象区域

土砂災害警戒区域、町内会、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位を考慮し、避難勧告等の発令対象区域を設定する。

(エ) 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報の収集及び伝達体制を定め、住民への周知を行う。

(オ) 避難所の開設・運営

土砂災害に対して安全な避難所の一覧表、開設・運営体制、避難所開設状況の伝達方法について定める。

(カ) 要配慮者への支援

要配慮者関連施設、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制を定め、要配慮者情報の共有を図る。

(キ) 防災意識の向上

住民説明会、防災訓練、防災教育等の実施により、土砂災害に対する防災意識の向上を図る。

エ 緊急調査

県は、重大な土砂災害が緊迫している場合は、市町が適切に住民の避難指示(緊急)の判断等を行えるよう、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施し、被害の想定される区域・時期に関する情報提供を行う。

(3) 河川、クレーク、ため池施設の整備

① 河川関係施設の整備

ア 河川関係施設の整備の推進

河川管理者は、当面の目標として、中規模の洪水(概ね50年に一度発生する規模の降雨による洪水)に対応できるよう、大河川の整備を推進し、及び時間雨量60mmの降雨による洪水に対応できるよう、中小河川の整備を推進する。

また、堤防、水門、排水施設などの河川関係施設の風水害に対する安全性を確保するため、点検要領等により、計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づいて、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に風水害に対する安全性の確保に努める。

イ 水門等の管理

河川管理者は、洪水・高潮等の発生が予想される場合には、操作規則に従い、速やかに水門・樋門等の操作準備を行い、必要があれば操作するものとする。

また、河川情報の一元的管理と伝達の円滑化を図り、下流域における溢水等の防止に努める。

② 浸水想定区域内の洪水予報等の伝達方法及び要配慮者利用施設等の指定

市は、浸水想定区域内の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。また、主として高齢者、障がい者、乳

幼児等の要配慮者が利用する要配慮者利用施設で洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが必要なもの又は大規模工場等(大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの)の所有者又は管理者から申出のあった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び住所地を定めたこれらの施設については、市は、地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び住所地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

③ クリークの整備

ア クリークの整備の推進

クリークは、農業用水の貯留や送水機能のほか、洪水時には降雨を一時的に貯留し、地域を洪水から守る防災機能などの多面的機能を有しているため、防災機能の強化・保全のために護岸整備・除草等の水路断面の確保対策を推進する。

また、現地調査を実施するなど施設の危険度を判定し、風水害に対する安全性を確保するため、護岸工事・除草等の水路断面の確保対策を実施するなどその適切な管理に努める。

イ 水門等の管理

クリークの管理者は、洪水の発生が予想される場合には、操作規定に従い、速やかに水門等の操作を行い、必要があれば予備配水操作を行うものとする。

また、情報の一元化管理と伝達の円滑化を図り、洪水調整に努める。

④ ため池施設の整備

ア ため池の整備の推進

ため池の管理者は、適正な管理及び保全に努めるとともに、施設機能の健全度の低いため池の豪雨、耐震、老朽化対策を実施し、防災機能の維持・補強に努める。

イ ため池の危険度の周知等

県は、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある防災重点ため池を選定するとともに、市町と連携して、ため池マップ、浸水想定区域図、ハザードマップを作成・公表し、緊急時の迅速な避難行動につなげる対策に努める。

第2項 公共施設、交通施設等の整備

1. 公共施設等

市・県・国・消防機関・警察機関は、災害応急対策を実施する上で拠点となるなど防災上重要な施設について、把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に努める。

なお、避難所となる学校・公民館等の施設に避難所として必要に応じ、防災広場、男女別シャワー室備蓄のためのスペース及び通信設備等を整備し、避難所としての機能を向上させる。

《防災上重要な施設》

施設の種類	施設の名称
災害応急対策活動に必要な施設	本庁舎、支所庁舎、警察署など

施設の分類	施設の名称
救護活動施設	消防関係施設、保健センター、病院
避難所として位置づけられた施設	学校、公民館、集会施設など
多数の者が利用する施設	集会施設、福祉施設など

2. 交通・通信施設

主要な道路、鉄道の交通・通信施設について、当該施設の管理者は、ネットワークの充実・機能の代替性の確保、各交通・通信施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保、風水害に対する安全性の確保に努めるものとする。

また、道路管理者及び鉄道事業者は、道路と鉄道が近接する区間においては、落石等により災害が発生した場合は、必要に応じ、関係機関に情報を速やかに提供し共有化を図る。

(1) 道路

高速自動車国道、一般国道、県道、市道の各道路管理者、県警察は、風水害時の避難及び緊急物資の輸送に支障を生じないように、地域情報通信ネットワークシステム、道路防災対策を通じて、風水害に対する安全性、信頼性の高い道路網の整備を推進する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電線化の促進を図るものとする。

さらに、道路管理者は、落石、法面崩壊等の通行危険箇所について点検を実施し、必要があれば予防工事を実施し、危険箇所の解消を図るとともに、風水害時には迅速な通行止などの危険回避措置を実施できるよう体制の整備に努める。

(2) 鉄道

鉄道事業者は、大雨による浸水あるいは盛土箇所崩壊等による災害を防止するため、必要に応じて、線路の盛土、法面改良等を図る。また、橋梁、トンネル、その他の構築物等及び電気、建築施設について、保守検査を実施し、必要に応じて改良修繕工事の実施に努める。

(3) 漁港

漁港の管理者は、風水害時に、緊急物資や人員の海上輸送が確保できるよう、高潮や強風による波浪に対する安全性を確保するための整備に努める。

(4) 臨時ヘリポート

市は、災害応急対策に必要な人員、物資等の集積拠点となる輸送拠点施設等に、災害時に活用できる臨時ヘリポートを整備するよう努める。

第3項 ライフライン施設の機能の確保

上下水道、電力、電話、ガス、石油・石油ガス等のライフライン施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、風水害発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。

このため、ライフライン事業者は、浸水防災対策等風水害に対する施設の安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保にも努める。

また、風水害時におけるライフラインの安全性・信頼性の向上等質の高いまちづくりに不可欠な電線

類の地中化を効果的に進める電線共同溝(C・C・BOX)等については、迅速な復旧の観点から架空線との協調も考慮し、計画的に整備するほか、行政機関とライフライン各事業者の連絡協議体制の強化を図る。

1. 水道施設(簡易水道)

(1) 水道施設の安全性の強化

水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という)は、水道施設の新設・拡張等の計画に併せて、計画的な施設の安全性の強化に努める。

(2) 水道施設の点検・整備

水道事業者等は、水道施設について、巡回点検を実施するとともに、老朽施設(管路)を計画的に更新する。

(3) 断水対策

水道事業者等は、基幹施設の分散、系統の多重化による補完機能の強化を図るとともに、断水に備えて、応急給水の拠点となる配水池等、貯水施設の整備に努めるとともに水道事業者等間の相互応援体制を整備しておくものとする。

(4) 資機材、図面の整備

水道事業者等は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

2. 下水道施設

(1) 下水道施設の安全性の強化

下水道管理者は、風水害時においても下水道機能を確保することができるよう、重要幹線管渠、ポンプ場及び処理場等の整備や停電対策等に努める。

(2) 下水道施設の保守点検

下水道管理者は、下水道施設について、巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所等の改善を実施する。

(3) 資機材、図面の整備

下水道管理者は、必要な資機材について、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

(4) 民間事業者等との連携

下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

3. 電力施設等の整備

(1) 電力設備の耐震化

九州電力送配電株式会社は、災害対策基本法第39条に基づき定めた「九州電力送配電株式会社防災業務計画」により、電力設備の耐震対策を実施する。

(2) 電気工作物の巡視、点検、調査等

① 九州電力送配電株式会社は、電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、更に事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検(災害発生のおそれがある場合には特別の巡視)を実施する。

- ② 九州電力送配電株式会社は、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

4. 電気通信設備等の整備

(1) 電気通信設備等の高信頼化

電気通信事業者(西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社を含む。以下本編において同じ。)は、被害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備等の高信頼化のための整備を推進する。

- ① 豪雨又は洪水、高潮等のおそれがある地域においては、耐水構造化を実施する。
- ② 暴風のおそれがある地域においては、耐風構造化を実施する。

(2) 電気通信システムの高信頼化

電気通信事業者は、被害が発生した場合においても、通信を確保するため、次により通信網の整備を推進する。

- ① 主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。
- ② 基幹的設備を分散設置する。
- ③ 通信ケーブルの地中化を促進する。
- ④ 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。
- ⑤ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2重ルート化を推進する。

5. 廃棄物処理施設

施設管理者等は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化、浸水対策、非常用自家発電設備等の整備や断水時に機器冷却水等に利用するための水の確保等の災害対策を講じるよう努めることとする。

6. バックアップ対策の促進

市は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、災害により情報システムに障害が発生した場合であっても、業務の中断を防止し、また、それを早期にできるよう策定したITC部門の業務継続計画(BCP)の推進に努める。

また、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

第4項 建築物等の風水害に対する安全性の強化

1. 特定建築物

学校、病院、集合施設等多数の者が利用する特定の建築物については、当該建築物の所有者は、浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する建築物の安全性の確保に努めるものとする。

2. 一般建築物

市は、風水害に対する安全性の確保を促進するため、建築確認申請等を通じ、基準の厳守の指導等に努める。

また、建築物や地下空間における浸水を防ぐため、防水扉及び防水板などの施設の整備を促進するよう努める。

3. 落下物

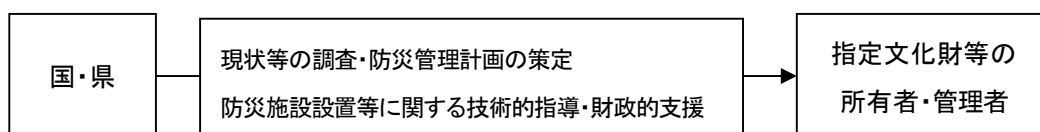
市は、建築物の所有者に対し、強風による窓ガラス、看板等の落下物防止対策の取組を指導する。

4. 文化財

文化財所有者又は管理責任者は、市・県・国指定の文化財について市・県・国の指導により、現状の把握、補強修理及び応急防災施設の整備に努める。

《実施方法》

指定文化財等については、その文化財的価値の保存を十分図る必要があるため、所有者・管理責任者は、現状等の十分な把握の上、必要なものについては防災管理計画を策定し、これに基づき修理・防災設備の設置等を行うものとする。市・県・国は、これらの事業に対し、必要な技術的指導・財政的支援を行うものとする。



第5項 風水害に強い土地利用

市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとするなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進

第1項 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等

市、県及び各防災機関は、風水害による被害が被災地方公共団体等の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、各機関の連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートが多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるとともに、住民等に対して迅速かつ確実に情報を伝達できる体制を整備するものとする。

また、通信連絡のための手段の確保を図るため、画像情報の収集・伝達機能の強化、情報通信施設の耐震性の強化、停電対策、危険分散、さらに通信のバックアップ対策などの推進に努める。

なお、時間の経過により、関係機関や被災者等にとって必要な情報が変化していくことに鑑み、市、県及び各防災関係機関は、あらかじめ、発災後の経過に応じて関係者に提供すべき情報について整理しておくものとする。

1. 情報の収集、連絡・伝達体制の整備

(1) 関係機関相互の連絡体制の整備

市、県及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等も明確化に努め、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

また、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるように努める。

なお、市及び県は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

(2) 多様な情報収集手段の整備等

市、県及び防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため必要に応じ航空機、船舶、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を構築するとともに、ヘリコプター映像伝送システム、ドローン、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を促進するものとする。また、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

さらに、県は、被災市町から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が被災市町の情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどあらかじめ定めるものとする。

(3) 被災者等に対する情報伝達体制の整備等

市、県及び防災関係機関は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るとともに、被災者に対して必要な情報が確実に伝達・共有されるよう情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、旅行者等情報が入手困難な者に十分配慮しながら、報道機関に加え、防災行政無線のほか携帯端末の緊急エリアメール機能、防災メール、ソーシャルメディア、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ、ワンゼグ放送等を活用し、警報等の住民への伝達手段の多重化・多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

(4) 防災行政無線(同報系・移動系)の整備促進

市は、住民等への情報伝達が迅速に行えるよう、整備した防災行政無線(同報系・移動系)や、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の充実に努める。

(5) 観測施設の整備等

市及び各防災機関は、雨量、出水の程度等を観測するための施設・設備の整備充実に努めるとともに、自ら入手した風水害情報等について、積極的に他の防災機関に提供するなど機関相互の連携を強化する。

(6) 佐賀県防災情報システム、災害情報提供システムの有効活用

県防災情報システム等の効果的な活用を図るため、体制並びに施設等の整備を促進する。

(7) 無線従事者等の確保

市は、職員に対して、防災行政無線取扱者(陸上特殊無線技士)等の資格者の増員・確保に努める。

(8) 緊急通報メールの活用促進

市は、株式会社NTTドコモが提供するエリアメール等、被災地への通信が輻輳した場合においても、指定したエリア内の携帯電話利用者に災害・避難情報等を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールサービスの活用促進を図る。

(9) SNSを活用した情報収集

SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)による情報発信に加え、多くの市民がSNSを使用していることを踏まえ、SNSを使用した情報収集を行うよう努める。

なお、過去の災害では、SNSを使用した流言飛語が出回り、混乱が生じた事例もあることから、情報を活用する際は真偽の確認を行い、十分に留意するように努める。

2. 情報の分析整理

市、県及び防災関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

また、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に活かすものとする。

県及び市町は、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努める。

また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図る。

さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

3. 災害用伝言サービスの活用促進

一定規模の災害に伴い被災地への通信が不能となった場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である西日本電信電話株式会社等の通信各社が提供する「災害用伝言サービス」について、市民に対して認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

そのため、市は、平常時から通信各社と連携して、広報紙、市のホームページによるなど、普及促進のための広報を実施する。

《災害用伝言サービス》

○西日本電信電話株式会社

・災害用伝言ダイヤル(171)

自宅の電話番号にて安否情報等(伝言)を肉声で録音(登録)し、全国からその音声を再生(確認)することができる。

・災害用伝言版(Web171)

被災地域の居住者が、インターネットを経由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号キーとして伝言を登録し、全国からその音声を再生(確認)することができる。

○携帯電話・PHS各社

・災害用伝言版

携帯電話・PHSのインターネット接続機能で、伝言を文字によって登録し、携帯電話・PHS番号をもとにして全国から伝言を確認できる。

第2項 防災活動体制の整備

市及び各防災機関は、風水害時の対策推進のために参集体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

1. 非常参集体制の整備

市及び防災機関は、災害発生のおそれ、または発生した場合における災害応急措置を迅速かつ確実に遂行するため、あらかじめ体制を定め所属職員に参集方法、配備先、措置内容等を周知徹底し、非常参集の体制整備に努めるものとする。

(1) 職員の参集体制の整備

① 緊急参集職員の確保

市は、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合、あらかじめ定める神崎市災害対策本部体制に基づき防災対策要員を緊急に参集し、情報収集等に当たる職員を確保する。

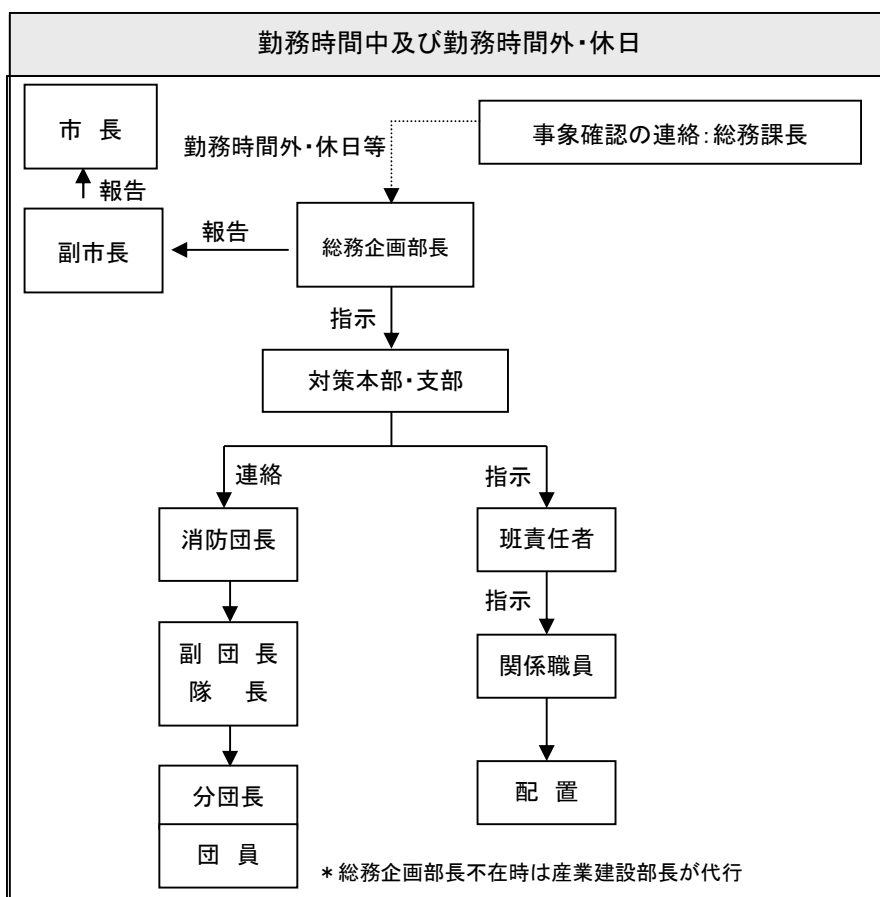
② 連絡手段の整備

市の幹部職員等は、常時、携帯電話を携行し、気象警報等の情報収集に努めるものとする。

③ 災害時の職員の役割の徹底

市災害対策本部が設置された場合に、対策本部・支部の班長となる、部長、課長は各対策班が実施すべき業務について、あらかじめ要領などを定め、所属職員に周知徹底を図るものとする。

《配置指示の伝達系統》



(2) 防災機関の参集体制の整備

防災関係機関は、あらかじめ防災対策の推進のための配備体制や職員の参集基準を明確にするなど、初動体制を確立しておくものとする。

(3) 応急活動マニュアル等の作成

市及び各防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、資機材等の使用方法等の習熟、他の機関との連携等について徹底を図る。

(4) 人材の育成・確保

市、県及び防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

また、市及び県は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努めるものとする。

2. 防災中枢機能等の確保、充実

(1) 災害対策本部

ア 市は、災害時に防災活動の中核機関となる災害対策本部を設置する本庁舎等について、情報通信機器の整備など必要な機能の充実を図るとともに、風水害に対する安全性の確保を図るための措置を講じる。

イ 市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(2) 食料等の確保

市は、風水害が発生した場合、災害対策を実施する職員は、少なくとも2日ないし3日間の連続した業務が予想されるため、平常時より、職員の食料等の備蓄・調達体制に配慮しておくものとする。

他の防災関係機関も、これに準じるよう努める。

(3) 非常用電源の確保

市及び消防機関並びに災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、風水害が発生した場合、電気が途絶することも予想されるため、平常時より非常用電源施設LPガス災害用バルク、燃料貯蓄設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるよう燃料の備蓄及び平常時からの点検、訓練等に努めるものとする。

(4) 非常用通信手段の確保

市、県、県警察及び消防機関並びに災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、風水害が発生した場合、通信が途絶することも予想されるため、平常時より、衛星携帯電話等非常用通信手段の確保を図るものとする。

他の防災関係機関も、これに準じるよう努める。

3. 防災拠点の整備

市は、風水害時において、地域内での災害応急活動の現地拠点として、少なくとも1箇所以上の防災拠点の整備を図る。

《主な機能》

- ・緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース
- ・地域の防災活動のためのオープンスペース

- ・ヘリポート機能
- ・情報通信機能

4. コミュニティ防災拠点の整備

市は、市民の避難場所にもなり、また防災活動の拠点となるコミュニティ防災拠点の整備を図るとともに、市民が容易に使用できる防災資機材等の整備に努める。

《主な機能》

- ・避難所、備蓄施設(平時には地区住民のコミュニティの拠点)
- ・避難場所としての広場
- ・情報通信機器

5. 災害の未然防止

公共施設の管理者は、施設の緊急点検、応急復旧等を実施するための体制の整備、必要な資機材の備蓄に努める。

河川管理者及び農業用排水施設の管理者、下水道管理者等は、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行うものとする。

6. 業務継続性の確保

県、市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための準備体制と事後の対応力強化を図る必要があることから、業務継続計画(BCP)の策定等により業務継続体制の確保するものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

特に市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなるため、業務継続計画(BCP)の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなかった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

7. 災害対応スタッフのバックアップ体制の構築

市及び防災関係機関は、大規模又は対応が長期化するような災害が発生する場合に備え、災害対応を行うスタッフのバックアップ体制の構築に努める。

- (1) パーマネントスタッフ(防災関連業務経験者の登録)制度
- (2) 大規模災害への対応を行った職員の登録制度

県内外を問わず発生した大規模な災害時に各対策部等で対応した職員及び現地に派遣した職員の名簿を作成し、次に県内で災害が発生した場合、迅速に人員を確保できるように備えるとともに、職員からヒアリング等を行い、各種マニュアルの見直し作業を行う。

8. 救援活動拠点の確保

市及び県は、各防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察、消防、自衛隊等の部隊の展開、宿営拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。

第3項 広域防災体制の強化

市及び各防災機関は、風水害に対処するため、あらかじめ関係機関と十分協議のうえ、相互応援協定の締結を推進する。その際には、応援要請・受入れが迅速、円滑に実施できるよう要請の手順、情報伝達方法、連絡調整・受入窓口、指揮系統を明確にするなど、体制の整備に努める。

なお、協定締結にあたっては、近隣の機関等に加えて、大規模な災害による同時被害を避ける観点から、遠方に所在する機関等との間に協定締結も行うこととし、今後も強化・充実を図る。

1. 市町間の相互応援協定

県内外の市町村との災害時相互応援協定の締結を推進する。

市は、必要に応じて、被災者の周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど相互にあらかじめ必要な準備を整えるものとし、県は、必要な調整を行う。

《神崎市における大規模災害時の応援に関する協定》

協定締結機関	連絡先
国土交通省 九州地方整備局	0942-33-9131

《神崎市における市町村広域災害ネットワーク協定締結市町》

協定締結市町名	連絡先	協定締結市町名	連絡先
大阪府 泉大津市	0725-33-1131	岐阜県 可児市	0574-63-1111
兵庫県 高砂市	079-442-2101	愛知県 刈谷市	0566-23-1111
滋賀県 野洲市	077-587-1121	岡山県 玉野市	0863-32-5588
京都府 八幡市	075-983-1111	三重県 亀山市	0595-82-1111
奈良県 大和郡山市	0742-53-1151	島根県 益田市	0856-31-0100
和歌山県 橋本市	0736-33-1111	宮崎県 日向市	0982-52-2111
愛媛県 四国中央市	0896-28-6934	静岡県 磐田市	0538-37-2111
高知県 香南市	0887-56-0511	山口県 柳井市	0820-22-2111
福岡県 行橋市	0930-25-1111	山梨県 甲府市	055-237-1161
福岡県 苅田町	093-434-1111	茨城県 那珂市	029-298-1111
鹿児島県 阿久根市	0996-73-1210		

2. 市・消防機関と防災機関等との相互協力

市、消防機関は、災害対策活動を円滑に実施するため、必要に応じて、防災機関又は民間団体等との協定の締結を進める。

3. 消防関係相互の応援要請等

(1) 佐賀県常備消防相互応援

各消防機関は、災害が発生した場合、必要があると認めるときは他の消防機関に対して応援要請を行うものとする。

応援の要請は、「佐賀県常備消防相互応援協定」に基づき行うものとする。

(2) 緊急消防援助隊

大規模災害等による災害の発生に際し、迅速な人命救助活動等を行うためには高度な資機材を保有し、訓練を積んだ救助隊の応援体制が必要となる。

このため、全国の消防機関が協力して専任の救助隊をあらかじめ消防庁に登録し、大規模災害発生時の出動体制を整備している。

大規模災害発生時において、市は必要に応じて県に対して、緊急消防援助隊の出動を要請し、救助、救急、消火活動等について応援を求めるものとする。

4. 警察における広域応援要請

大規模災害発生時において、警察は必要に応じて、全国の都道府県警察に対して広域緊急援助隊の出動を要請し、被害情報、交通情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保活動について応援を求めるものとする。

5. 相互協力協定等の締結促進

防災機関は、災害時に相互連携し、円滑な防災活動が行われるよう、あらかじめ相互協力について定めるとともに、必要に応じて、民間団体等との協力協定等の締結を進める。

6. 受援計画等の策定

防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関から応援を受けることができるよう応援計画や受援計画の策定に努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制について必要な準備を整えるものとする。

第4項 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

1. 浸水被害の発生・拡大防止水防活動従事者の安全確保

市は、管轄区域内の河川ごとに、重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防計画に定めておくものとする。

市は、浸水被害の拡大防止のための移動式ポンプ等の水防用・応急復旧資機材の備蓄を図るとともに、関係業界団体からの協力が得られるよう連携の強化を進める。

なお、水防計画の策定に当たっては、洪水・内水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画を定め、当該計画に基づく河川又は下水道管理者に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化するものとする。

水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国(国土交通大臣)及び県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫に関する減災対策協議会」「県管理河川大規模氾濫に関する減災対策協議会」等を活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

2. 浸水想定区域の公表

(1) 洪水

国及び県は、洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定し

た河川(以下「洪水予報河川等」という。)について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

また、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町等へ浸水想定の情報を提供するよう努めるものとする。

市長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

(2) 内水

県又は市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、県知事にあっては市長に通知するものとする。

(3) 浸水被害軽減地区

水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

3. 土砂災害の発生、拡大防止

市は、土砂災害の発生、拡大の防止を図るために必要な資機材の備蓄に努めるとともに、防災対策の実施のための体制を整備しておくものとする。

また、市が防災活動や住民等へ避難勧告等の災害応急対策を適時適切に行えるように支援するとともに、住民自らの避難判断等にも参考となるよう、国と県は次の情報を発表するものとし、そのための体制整備に努める。

(1) 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、佐賀地方气象台及び県は共同して土砂災害警戒情報を発表する。

(2) 土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門知識及び技術が必要な場合は国が、その場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報(土砂災害緊急情報)を関係市町へ通知すると共に一般に周知する。

4. 迅速かつ円滑な応急復旧体制の確立

市、県及びその他の防災機関は、平常時から国、他の地方公共団体等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連帯強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災者情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

市、県及びライフライン事業者は、被災施設・設備の迅速な応急復旧を図るため、あらかじめ図面等のデータの保存、情報収集・連絡体制、活動体制、広域応援体制等の確立に努め、特に人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化するものとする。

また、ライフライン事業者は、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成するとともに、応急復旧に関しては、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるものとする。

5. 資材等の確保

市、県及びライフライン事業者は、風水害の発生に備えるため、平常時から応急復旧に必要な各種資機材の保管状況を把握しておくよう努める。

市、県及びその他の防災関係機関は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

6. 市と県の役割分担

市及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度等の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

第5項 救助、医療、救急活動体制の整備

市、国、県、医療機関及びその他の防災関係機関は、発災時における救助・救急、消防及び保健医療に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、情報連絡・災害対策の調整等のルール化や通信手段の確保等を図るものとする。

1. 救助活動体制の整備

市及び消防機関、県警察、自衛隊は、大規模・特殊災害にも備えた救助用設備、資機材の拡充整備に努めるとともに災害時にその機能が有効適切に運用できるよう点検整備を実施する。

また、職員の安全確保を図りつつ、効果的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

(1) 緊急消防援助隊の充実強化

消防機関は、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

2. 救急搬送体制の強化

消防機関は、救急搬送能力を高め、搬送途上における救命率の向上を図るため、高規格救急自動車の導入、救急救命士の養成に努めるとともに、医療機関と連携した救急搬送体制の確立に努める。

さらに、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう救急業務計画の策定に努めるものとする。

3. 消防活動体制の整備

市町及び消防機関は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

4. 保健医療活動体制の整備

(1) 災害拠点病院の整備

市は、災害拠点病院について、次のとおり選定するとともに、施設等の風水害に対する安全性の確保、風水害時の患者受入機能及び災害派遣医療チーム(DMAT)派遣機能の強化、患者搬送車の整備や応急用医療資機材の貸出などによる地域の医療施設を支援する機能等の強化を促進することにより、風水害時の医療体制の整備に努める。

災害拠点病院においては、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努める。

① 基幹災害医療センター

病 院 名	所 在 地	区 分
佐賀県医療センター好生館	佐賀市嘉瀬町大字中原400	県
国立大学法人佐賀大学医学部附属病院	佐賀市鍋島5-1-1	

② ドクターヘリ基地・連携病院

県は、ドクターヘリ基地・連携病院について、次のとおり選定し、良質かつ適切な緊急医療を効率的に提供する体制の確保に努める。

	病 院 名	所 在 地
基地病院	国立大学法人佐賀大学医学部附属病院	佐賀市鍋島5-1-1
連携病院	佐賀県医療センター好生館	佐賀市嘉瀬町大字中原400

③ 市災害拠点病院

病 院 名	所 在 地	区 分
橋本病院	神崎市神崎町本告牟田3005	市

(2) 災害時医療体制の整備

市は、消防機関と医療機関、及び医療機関相互の連絡体制についての整備に努める。

(3) 災害時緊急医薬品等の備蓄

市は、医薬品等の安定的な供給体制の確保を図るとともに、災害時緊急医薬品等の備蓄に努める。

(4) 医療応援体制の整備

市、県、消防機関及び医療機関は、消防と医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

なお、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行うものとする。

5. 救急活動体制の整備

市及び消防機関は、救急搬送能力を高め、搬送途上における救命率の向上を図るため、高規格救急自動車の導入、救急救命士の養成に努める。また、医療機関と連携した救急搬送体制の確立に努める。

第6項 緊急輸送活動

1. 緊急輸送ネットワークの形成及び輸送機能の強化

市及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、風水害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、飛行場等の輸送施設及び物資の受入れ、搬送などの輸送拠点(集積拠点を兼ねる。以下同じ。)について把握・点検するものとする。

また、これらを調整し災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議のうえ、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに関係機関等に対し周知を図るものとする。

(1) 運送事業者等との連携

市は、緊急輸送活動の機能強化のため、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への輸送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

また、フォークリフトなどを使用した効率的な荷役作業を行うことにより、被災者に物資を円滑に届けることが可能となるため、あらかじめ荷役機器の調達先について検討を行い、必要に応じ民間企業等と協定を締結するように努める。

2. 道路輸送の確保

(1) 道路交通管理体制の整備

道路管理者、県警察は、緊急輸送道路について、道路施設及び交通管制センター、信号機、交通情報板等交通管制施設の風水害に対する安全性の確保に努めるとともに、県警察は、警察庁と協議し、広域的な交通管理体制の整備を図る。

(2) 関係機関等との協力関係の構築

道路管理者は、民間団体等との協定の締結を検討するなど、災害発生後の道路の障害物の除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保体制の整備を進めるとともに、協議会の設置等による道路管理者相互連携のもと、あらかじめ道路警戒等の応急復旧計画を立案する。

(3) 緊急輸送車両等の確保

市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送関係団体や物流事業者等と物資輸送等に関する協定を締結するなど、緊急輸送体制の整備を進める。

3. 鉄道輸送の確保

市は、鉄道輸送による緊急輸送が行われるよう、鉄道事業者との協力体制の整備を進める。

4. 航空消防防災体制の強化

市は、風水害時にヘリコプターを活用した広域かつ機動的な緊急輸送活動が実施できるよう、県及び関係機関等との調整を図り航空消防防災体制の整備に努める。

第7項 避難収容及び情報提供活動

1. 市の避難計画

市は、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

また、市は、風水害時にヘリコプターを活用した広域かつ機動的な緊急輸送活動が実施できるよう、県及び関係機関等との調整を図り航空消防防災体制の整備に努める。

(1) 全庁をあげた体制の構築

市は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

(2) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

市長は、避難勧告等の迅速・的確な判断するために、国が策定した「避難勧告等に関するガイドライン(平成31年3月)」に沿って、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備する。整備後は、定めた基準に基づき適正な運用を行うとともに、判断基準について随時見直すものとする。

また、避難勧告等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求め得ることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

ア 洪水等

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。

それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定する。

また、避難勧告等の発令対象区域については、受け取った居住者・施設管理者等が危機感を持つことができるよう、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲を適切に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

(「市全域」といった発令は避ける。)

県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

イ 土砂災害

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、大雨警報(土砂災害)の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

ウ 高潮災害

市は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。

また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

(3) 指定緊急避難場所及び指定避難所

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれがない場所にある施設を、その管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、次の基準により、災害の切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底を図るものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般記号を使用して、どの災害の種別にも対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。あわせて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

県は、市が、県有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所に指定した場合には、当該施設の必要な整備に努める。特に、指定避難所としての指定を受けた県立学校については、要配慮者も利用できるよう多機能トイレや電源喪失に備えた非常用電源の設置等に努める。

① 指定緊急避難場所

(ア) 指定基準

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを、災害種別ごとに指定すること。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

② 指定避難所

(ア) 指定基準

- a 市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの

を指定するものとする。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

- b 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。
- c 避難者1人当たり概ね2㎡以上確保できる施設であること。

(イ) 機能の強化

市は、あらかじめ指定した避難所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。対策に当たっては、要配慮者、男女双方の視点並びに家庭動物を連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等宿泊施設の活用を含めて検討するよう努めるものとする。

なお、指定避難所の物資等の備蓄に当たっては、「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領」に基づき、市・県において整備するものとする。

- a 必要に応じ、換気、照明など良好な生活環境を確保するための設備の整備
- b 非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、空調、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ(洋式トイレが望ましい)、マンホールトイレ、マット、貯水槽、井戸等のほか、多目的トイレなど要配慮者に配慮した避難の実施に必要な居住性に配慮した施設・設備の整備
- c テレビ、ラジオ等被災者が災害情報を入手するのに必要な機器の整備
- d 指定避難所又はその近傍での地域完結型備蓄施設の確保、及び食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄・供給体制の確立
- e 飲料水の給水体制の整備
- f 支援者等の駐車スペースの確保

(4) 避難経路及び誘導體制

ア 市は、住民の安全を第一に住民が徒歩で確実に安全な場所へ避難できるよう、あらかじめ避難経路を指定するとともに、標識等を設置し、住民への周知徹底を図る。

また、指定緊急避難場所に通じる避難階段、通路等を整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

イ 市は、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から、次の事項等に留意した避難行動要支援者の情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。

(ア) 避難行動要支援者の実態把握

(イ) 避難路の整備及び選択

(ウ) 避難所の受入環境

(エ) 避難誘導責任者及び援助者の選定

ウ 市は、避難誘導にあたっては、避難路や指定緊急避難場所等を含め地域の実情に詳しくない旅行者等の一時滞在者がいることにも配慮するとともに、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

エ 市は、避難時の周囲の状況等により、避難のために移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

オ 市は、地域防災計画の中に、避難誘導や上記ア～エに関する計画を定めておくものとし、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の指定を受けた場合においても、避難に必要な事項等について地域防災計画に定めておくものとする。

(5) 指定避難所の運営管理

市は、指定避難所の管理運営を円滑に実施するため、県が策定した「避難所マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル作成モデル」等に基づき、指定避難所の開設手順や避難者の受入方法、運営組織等の必要な事項について、運営マニュアル等をあらかじめ定め、訓練を実施するものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

(6) 避難所生活上必要となる基本的事項

① 情報の提供

避難所生活で必要な情報として、初動期には安否情報、医療救護情報、水・食料等生活物資情報、復旧期には教育や仮設住宅情報、生活再建に向けての情報等が必要となる。

なお、要配慮者に配慮した情報提供を行うためには、ボランティアが重要な役割を果たすが、ほかに情報を提供する機器についても特別な配慮が必要である。

② 飲料水、食料、生活物資の供給

水、食料、物資の供給については避難者ニーズの的確な把握と公平な配分に心がけるとともに、初動期には生命維持を最優先に質・量の供給を、復旧過程期以降には健康保持や避難者のニーズの多様性にも配慮した供給を図る必要がある。

③ 保健衛生(トイレ、簡易入浴施設、ごみ処分)

負傷した避難者や避難生活中における軽度の疾病に対処することができるよう、応急救護施設の整備、また、避難所内の環境整備を図るため、トイレ、簡易入浴施設の用意、ごみの処理方法、季節を考慮した対応の検討が必要である。

④ プライバシーの確保

長期にわたる避難所での集団生活により、精神的な疲労がたまり、健康を害したり、トラブル

を起こしたりすることが考えられるため、避難所生活の長期化に備えたプライバシーの確保対策を検討しておく必要がある。

⑤ 高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、妊産婦等に配慮した対応

市が策定した避難行動要支援者の全体計画に基づき、平常時から地域内の避難行動要支援者の実態把握に努め、災害時における避難所では災害情報の提供や要配慮者用スペースの確保、必要な育児・介護・医療用具の調達等避難所生活について十分配慮する必要がある。

⑥ 「避難所運営マニュアル」の作成

市は、避難所の円滑な管理・運営を図るため「避難所マニュアル」を、県が策定する「避難所マニュアル策定指針」をガイドラインとして作成する。

⑦ 在宅等被害者に配慮した対応

自宅や車上など避難所以外で避難生活を送る者で、ライフラインの被災等により物資や情報等が届かない場合には、必要に応じて、近隣の避難所において物資や情報等の提供を行うよう配慮する必要がある。

また、こうした者のほか、災害により孤立する危険のある地域の被災者、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても情報を提供できる体制の整備に努めるものとする。

⑧ 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

避難者と共に避難した動物(盲導犬、聴導犬、介助犬を除く。)について避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。

ただし、施設の別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所の管理者及びその避難所に生活する避難者の同意を得て部屋に専用スペースを設けて飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼育した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

⑨ 車中泊者等への対応

市及び県は、大規模な駐車場について調査・把握を行い、被災者が車上生活やテント生活を送るため使用できるよう施設管理者と協定を締結するとともに、指定避難所に準じた運営を行えるよう地域住民や企業等を含め、体制を検討する。

2. 広域避難体制の整備

市は、大規模広域災害に円滑な広域避難が可能となるよう、必要に応じ、他の地方公共団体との広域一時滞在(被災住民が、県内又は県外の区域に一時的な滞在を行うことをいう。)に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順を定めるものとする。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

る。

3. 保育園、学校等、病院等、社会福祉施設等の避難計画

(1) 保育園及び学校等

① 避難計画等の整備

保育園及び学校等の管理者は、風水害時における園児、児童及び生徒の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

また、災害発生時における生徒等の保護者への引渡し方法についてあらかじめ、保護者へ周知しておくものとする。

② 教育訓練の実施

園長及び学校長は、避難計画等に基づき、職員や園児、児童及び生徒に対する防災教育・防災訓練の実施に努めるものとする。

(2) 病院等

① 避難計画等の整備

病院等の管理者は、風水害時に備え、あらかじめ緊急連絡体制、避難場所、避難経路、誘導責任者、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。

特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入院患者の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図る。

② 教育訓練の実施

病院等の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

(3) 社会福祉施設

① 避難計画等の整備

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ、誘導責任者、避難経路、避難場所、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。

② 教育訓練の実施

社会福祉施設の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

(4) 不特定多数が使用する特定施設等

不特定多数の者が使用する特定の施設等の管理者は、あらかじめ、職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制、誘導責任者、避難場所、避難経路などについての避難計画を作成するとともに、防災訓練を実施するものとする。

(5) 指導の充実

市は、各施設等の管理者が、適切な避難計画を策定し、適切な避難訓練等を実施できるよう、必要な指導・助言等を行うものとする。また、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

市は、小学校就学全の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育

園・認定こども園等の施設と連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

4. 応急住宅

(1) 建設資材の調達

市、県は、業界団体等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設資材の調達・供給体制を整備する。

また、国は、要請に応じ速やかに国有林の供給に努める。

(2) 応急仮設住宅の建設場所

風水害が発生し、応急仮設住宅の建設が必要な場合に備えて、市は、平常時から、二次災害の危険のない適地を選定し、応急仮設住宅の建設候補地台帳を作成しておくものとする。

また、市は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(3) 公営住宅等への収容

市は、公営住宅等の空家状況を平常時から把握しておき、被災者への迅速な提供体制を整備するとともに、入居選考基準、手続き等について定めておくものとする。

(4) 民間賃貸住宅の活用

市及び県は、民間賃貸住宅を災害時に迅速にあっせんできるように、体制の整備に努めるものとする。また、借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

5. 被災者支援体制の整備

市及び県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化するとともに、男女共同参画の被災者支援の仕組み等の整備に努めるものとする。

第8項 避難行動要支援者対策の強化

風水害時には避難などの行動に困難が生じ、また、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられる災害時に配慮が必要な高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者のうち、特に災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、避難行動要支援者の個別計画に基づき、事前に援助者を決めておくなどの平常時から地域における支援体制づくりや、社会福祉施設・病院等の防災対策の充実など、これら要配慮者に配慮した防災対策の推進を図る。

1. 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり

(1) 地域安心システムの整備

平時における住民相互の助け合いや、適切なケアシステムの構築が、風水害時における避難行動要支援者対策にもつながることから、市は県等の協力を得て、住民相互の助け合いを基調とする地域コミュニティづくりやこれを支える保健医療福祉サービスの連携供給体制を、体系的に整備するよう努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿と支援体制の整備

① 避難行動要支援者名簿の作成及び管理

ア 市は、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施

するための基礎となる名簿(以下「避難行動要支援者名簿」という。)を作成する。

イ 避難行動要支援者名簿に掲載するも者の範囲は、生活の基盤が自宅にあるもののうち、以下の要件に該当するものとする。

(ア) 介護保険における要介護認定を受けている者

(イ) 身体障害者手帳(肢体(下肢・体幹)1～3級、視覚(視力)・聴覚1～3級)を所持する身体障がい者

(ウ) 療育手帳Aを所持する知的障害者

(エ) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者

(オ) 市で実施する生活支援サービスを受けている難病患者

(カ) 上記以外で次に掲げる市が必要と認める者

・病気やけがなどにより特に支援が必要と認められ自ら避難行動要支援者名簿への登録を希望した者

・一人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯で自ら避難行動要支援者名簿への登録を希望した者

ウ 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(ア) 氏名

(イ) 生年月日

(ウ) 性別

(エ) 住所又は居住

(オ) 電話番号その他の連絡先

(カ) 避難支援等を必要とする事由

(キ) 上記に掲げる者のほか、避難支援等の実施に関し市が必要と認める事項

エ 市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、市の関係部局で把握している避難行動要支援者に該当する者の情報を集約するように努める。

また、市で把握していない情報が避難行動要支援者名簿の作成のために必要な場合は、県やその他の関係機関に対して、情報の提供を求めることとする。

オ 市は、住民異動や身体障害者手帳交付等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を毎年度又は必要に応じて更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

カ 市は、避難行動要支援者の名簿を作成及び管理するに当たり、情報の漏洩がないよう法令を遵守し適切な取り扱いを行うものとする。

(3) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供等

① 市は、災害発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者(以下、「避難支援等関係者」という。)に対し、避難行動要支援者名簿を提供するものとする。ただし、避難行動要支援者名簿情報を提供することについて、避難行動要支援者本人の同意が得られた場合に限る。

② 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供するこ

とができる。この場合においては、避難行動要支援者名簿情報を提供することについて避難行動要支援者本人の同意を得ることを要しない。

③ 避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

- ア 神埼市の区長
- イ 神埼市の民生・児童委員
- ウ 神埼市消防団
- エ 佐賀県警察
- オ 佐賀中部広域連合佐賀広域消防局
- カ 神埼市社会福祉協議会
- キ 神埼市内の地域包括支援センター

④ 市は、避難行動要支援者名簿情報の提供に際して、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ア 避難行動要支援者名簿情報は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- イ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分説明すること。
- ウ 避難行動要支援者名簿の保管は、施錠可能な場所に行うよう指導すること。
- エ 受け取った避難行動要支援者名簿情報を必要以上に複製しないよう指導すること。
- オ 避難行動要支援者名簿情報の提供先が団体である場合は、その団体内部で避難行動要支援者名簿情報を取扱う者を限定するよう指導すること。

(4) 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難行動要支援者に対し避難行動要支援者名簿情報の避難支援等関係者へ提供することの同意を得る際に、「避難支援等関係者は可能な範囲での避難支援を行うものである」ことへの理解を求める。

また、避難支援等関係者の安全確保を含めた避難支援について、地域全体で話し合い、ルールを決め、計画を作ることが適切であること等の周知を行う。

(5) 情報伝達体制の確立

市は、消防機関による避難行動要支援者への災害情報伝達システムを整備するとともに、避難行動要支援者に対し、確実に情報が伝達できるよう、区長、民生・児童委員等を活用した情報伝達体制の整備確立を図るものとする。

また、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない要配慮者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティアなどの派遣・協力システムの整備確立などによる判りやすい情報伝達体制の整備に努める。

(6) 地域全体での支援体制づくり

市は、風水害時に、消防機関、県、県警察、家族、自治会、自主防災組織あるいは、区長、民生・児童委員等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導あるいは救助活動が行えるような体制の整備に努める。

(7) 避難行動要支援者全体計画等の作成

市、消防機関等は、県が作成した「要配慮者支援マニュアル策定指針」を参考に、避難行動要

支援者やその家族が、風水害時にとるべき行動等について、あらかじめ地域の実情に応じた避難行動要支援者全体計画を作成し、防災対策の充実を図る。

なお、特に避難行動要支援者の個別計画については、作成後も登録者及び計画の内容を、適時、更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。

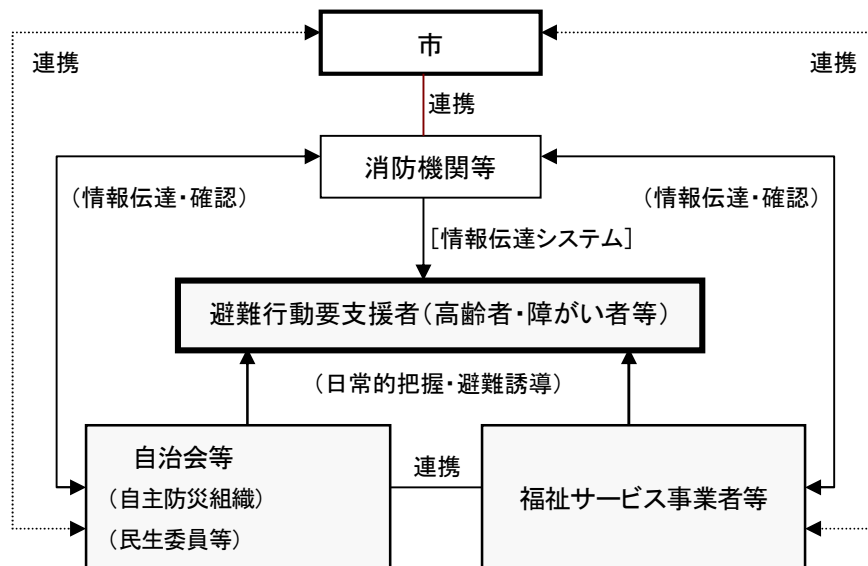
(8) 在宅の避難行動要支援者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

市は、避難行動要支援者が災害時に出火防止や円滑な避難を行うことができることにより、被害を受けないよう、講習会の開催、パンフレット、広報誌の配布等要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。

さらに、地域における防災訓練については、避難行動要支援者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施するものとする。

また、福祉サービス事業者等や民生委員・児童委員など高齢者、障がい者の居宅状況に接することのできる者と連携して、防災知識の普及を推進する体制を整備する。

【避難行動要支援者支援体制イメージ】



2. 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策

(1) 組織体制の整備

風水害の発生に備え、社会福祉施設、病院等の管理者は、あらかじめ要配慮者に配慮した防災関係施設・設備の整備、資機材の配備等に努めるとともに、緊急連絡体制、職員の役割分担・動員計画、避難誘導等の避難計画を定め、入所者等の安全に万全を期すものとする。

(2) 地域との連携

社会福祉施設、病院等の管理者は、風水害時に、施設関係者のみでは避難計画に基づく避難誘導等ができないおそれがあるときは、周辺住民の協力を得られるよう、平常時から連携の強化に努めるものとする。

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ、市内を始めとした同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受け入れに関する災害協定を締結するよう努めるとともに、締結した協定の内容を市に連絡するものとする。

(3) 緊急保護体制の整備

社会福祉施設の管理者は、緊急に施設で保護する必要がある要配慮者の発生に備え、一時入所措置等の取扱いが円滑、的確に行えるよう保護体制の整備を図るものとする。

(4) 市、県の支援

市及び県は、社会福祉施設を指導、支援し、風水害時の安全性の確保並びに要配慮者の保護、支援のための体制の整備を促進するものとする。

県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録要請、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

なお、市は、保育所について、他の施設等からの職員派遣や施設利用の協力等が得られるよう相互応援体制の整備・充実に努めるとともに、施設の特性に応じた大規模災害時における被災者支援に努めるものとする。

3. 外国人の安全確保対策

市は、日本語を理解できない外国人のために、外国語によるパンフレットの作成・配布、防災標識への外国語の付記等を実施し、防災知識の普及・啓発に努める。

4. 避難所の要配慮者対策

(1) 指定避難所の整備

あらかじめ指定避難所として指定された施設の管理者は、施設のバリアフリー化など高齢者や障がい者等の利用に配慮した施設の整備に努める。

(2) 支援体制の整備

市は、避難所における高齢者、障がい者等の食事の介助や生活支援物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携協力体制の整備に努める。

(3) 公的施設等への受入れ体制の整備

避難所での生活は、要配慮者には厳しい環境となることが考えられるため、市及び社会福祉施設の管理者は、要配慮者を避難所から公的施設、公的住宅又は社会福祉施設へ早期に受入れが可能となるよう、あらかじめその体制の整備を進めておく。

第9項 帰宅困難者への対策

市は、災害発生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が発生した場合に備えて、一時的な宿泊場所、食料、飲料水、トイレ等の提供が可能となるよう避難者を保護できる施設との協定を結ぶなど帰宅困難者の一時滞在施設の確保に努める。

第10項 食料・飲料水及び生活必需品等の調達

風水害時における市民の生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、外部支援の時期を想定し、各地域の地理的条件等も踏まえながら、市及び県は平常時から連携して、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努めるとともに、調達体制を確立しておくものとする。

また、家庭及び企業に対して、備蓄に関する啓発を行うとともに、小口・混載の支援物資を送ることは被災地の負担になることなど、被災地支援に対する知識を整理するとともに、その知識の普及に努めるものとする。

受水槽を設置している公共施設や学校施設等の避難所となる施設及び公営集合住宅等にあつては、災害等による停電時は給水が不可能となるおそれがあることから直圧系統の給水栓を設置するなど停電時における給水が可能となる施設整備に努めるとともに、市管理の水道施設についても災害時の対応体制を確立しておくものとする。

1. 確保の役割分担

(1) 市民等

家庭及び企業は、災害時に持ち出しできる状態で2日～3日分の食料・飲料水・生活必需品を備蓄しておくように努める。

また、家庭においては、高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家庭の実情に応じた食料・飲料水・生活必需品等の備蓄を行うとともに、服用している医薬品の情報が確認できるよう、おくすりノート等の保持に努める。

(2) 市

市は、独自では食料・飲料水・生活必需品等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料・飲料水・生活必需品等の備蓄を行うとともに、県内外の市町村との相互協定のほか、供給可能な業者等との協定締結など、食料・飲料水・生活必需品等の調達体制の整備を行う。

2. 食料・飲料水

(1) 食料の備蓄

食品の品目としては、精米、乾パン、おかゆ缶、アルファ米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、缶詰、育児用調製粉乳、生鮮食料品等とする。

① 精米

県は、風水害時における精米を確保するため、県内の米穀出荷・販売事業者への手持ちの精米の供給を要請できるような体制を整備する。

② その他の食料

市は、パン、おにぎり等のその他の食料について、災害時に関係団体、民間企業に対し、直ちに、出荷要請を行うことができるよう、平常時から体制の整備を図るとともに、調達可能量の把握に努める。

また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品(育児用調整粉)や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ供給できるよう備蓄又は調達体制を整備する。

③ 備蓄方法

市は、備蓄にあたって、物資の性格に応じ、集中備蓄、避難所の位置を勘案した分散備蓄あるいは流通備蓄を行うよう配慮する。

3. 飲料水の確保及び備蓄方法

市及び水道事業者等は、相互応援協定の締結等を図り、応急給水用の飲料水の確保に努める。

(1人1日3リットル)

市及び水道事業者等は、給水車、ポリ容器などの必要な資機材の整備に努める。

また、市及び水道事業者等は、必要に応じて、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料についても、集中備蓄、指定避難所の位置を勘案した分散備蓄又は流通備蓄を行うものとする。

4. 生活必需品

(1) 備蓄

① 備蓄品目

市は、風水害時に被災者に対して供給するため、衣料、寝具その他生活必需品の備蓄に努める。

② 備蓄方法

市は、備蓄にあたって、物資の性格に応じ、集中備蓄あるいは分散備蓄を行うものとする。

(2) 調達体制

市は、風水害時に、関係団体、民間企業等に対し、出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量(流通在庫、製造能力など)の把握に努める。

5. 医薬品

市は、市郡医師会、地区薬剤師会、医薬品等卸売業者、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握するとともに、需給状況から必要と認める場合には、関係団体等に供給の要請できるような体制を整備する。

6. 木材等の確保

市は、木材、薪炭燃料を確保するため、森林組合等の関係団体等と協力し、木材等の需給状況を把握するとともに、需給状況から必要と認められる場合には、関係団体等に供給の要請できるような体制を整備する。

県は、市、県森林組合連合会、県木材協会その他の関係団体等と協力し、木材等の需給状況を把握するとともに、市から要請のあった場合又は需給状況から必要と認められる場合には、関係団体等に供給の要請できるような体制を整備する。

第11項 防災訓練

風水害に対して被害を最小限に食い止めるためには、地域防災計画等を熟知し、災害発生時の対応能力を高め、防災機関相互間及び防災機関と市民等の間における連絡協調体制の確立や、市民への防災知識の普及に大きな効果のある防災訓練の不断の実施が必要であり、各防災機関及び要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体は、次の防災訓練の実施に積極的かつ継続的に取り組むものとする。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

1. 県

大規模災害の発生を想定し、災害発生直後における県、市町及び防災機関等が実施すべき各種応急対策の実践を通じて、防災対策の習熟と防災機関相互の協力、連携体制の確立など地域防災計画の検証を行う。

2. 市

防災訓練については地域防災計画に定め、その実施にあたっては、県・国・他の市町、県警察消防機関及びその他の防災関係機関等と連携して行うこととする。

また、自主防災組織及び地域住民の積極的な参加を促し、地域の特性を踏まえた内容とすること。

《訓練の内容例》

- ① 災害発生時の広報
- ② 避難誘導、避難勧告、避難勧告の指示及び警戒区域の設定
- ③ 要配慮者の安全確保
- ④ 消防、水防活動
- ⑤ 救助・救急・医療活動、防疫
- ⑥ ボランティアの活動体制の確立
- ⑦ 食料・飲料水、医療その他の救援活動
- ⑧ 被災者に対する生活情報の提供
- ⑨ 避難所の設置運営

3. 防災関係機関

それぞれの機関が定めた計画(防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等)をもとに、緊急対策、応急対策、復旧対策活動を実施するうえで、円滑な対応がとれるよう訓練計画を作成し、必要な訓練を実施する。

4. 事業所、自主防災組織及び住民

大規模災害が発生した場合において、貴重な人命・財産の安全を確保するためには、市民の協力が必要不可欠である。

① 事業所(防火管理者)における訓練

学校等、病院、社会福祉施設、工場、デパート及びその他消防法で定められた事業所(施設)の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練、通報訓練を実施する。

また、市、消防本部及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

② 自主防災組織における訓練

自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上及び防災機関との連携を図るため、市及び消防本部の指導を受け、訓練を実施する。

③ 市民の訓練

市民一人ひとりの災害の行動の重要性を考慮し、市及び防災関係機関が実施する防災訓練へ自発的参加による防災行動の習熟及び防災知識の普及・啓発を図るとともに、防災意識の高揚に努める。

④ 地域防災計画に名称及び所在地を定められた者の訓練

ア 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

イ 浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実

施に努めるものとする。

⑤ 広域防災訓練

相互応援協定に基づき、広域的な応援が迅速かつ的確に実行できるようにするため、相互応援に関する広域防災訓練の実施に努めるものとする。

《防災訓練計画》

区分	実施主体	実施期間	実施場所	実施方法	
個別訓練	水防訓練	消防団	水害時期前	水害危険地 想定箇所	図上又は実地訓練。 必要に応じ県と合同または 他の訓練と併合して実施。
	消防訓練	消防本部 消防団	火災時期前	火災危険地 想定箇所	必要により他の訓練と併合 して実施。
	災害救助訓練	県 消防関係機関 災害救助機関	適切な時期	適切な場所	災害想定により、救助救援を 円滑に遂行するため、医療 救護、人命救出、炊出し、そ の他関連活動を個別又は併 合して実施
	情報伝達訓練	防災危機管理課 及び関係課 関係機関	適宜	適宜	気象予報警報、指示、命令 等の伝達、情報収集、報告 等について個別又は併合し て実施
	非常招集訓練				応急対策を行なうため必要 な人員の的確かつ迅速な招 集を図るため、個別又は併 合して実施
避難訓練	被災のおそれがある地域、 学校、病院、育児施設等を 中心として、個別又は併合し て実施				
総合訓練	市 県 関係機関	台風時期前	適切な場所	市、県、市民、その他防災機 関が一体となり、総合的な防 災訓練を実施	

第12項 災害復旧・復興への備え

市、県、国及び防災関係機関は、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事態)の発生可能性を認識し、地域防災計画、防災業務計画等を見直し、備えを充実するものとする。

後発災害の発生懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くの動員を要し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができないことに留意しつつ、要員・資機材

の投入判断を行うようマニュアル等であらかじめ定めるとともに、外部から支援を早期に要請するものとする。

また、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえマニュアル等の見直しに努めるとともに、発生の可能性のある複合災害を想定した要員の参集、合同災害対策本部の立上げ等を実動訓練の実施に努めるものとする。

1. 災害廃棄物の発生への対応

(1) 市の災害廃棄物処理計画

市は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や、運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿など)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町との連携・協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

【風水害時の災害廃棄物計画に盛り込む内容】

- ① 被災地域の予測
- ② 災害廃棄物発生予測量
- ③ 仮置場の確保と計画・運営計画
- ④ 仮設トイレの調達、設置、運営計画
- ⑤ 排出ルール(分別)、収集運搬、仮置場、中間処理施設及び最終処分場等の処理手順(特最終処分先の確保)
- ⑥ 市で処理が困難な場合を想定した周辺市町との協力体制
- ⑦ 仮置場での破碎・分別体制
- ⑧ 収集処理過程における粉じん・消臭等の環境対策
- ⑨ 収集運搬ルート計画
- ⑩ 災害に備えた資機材の備蓄計画(停電に備え、発電機等を整備した方が望ましい)
- ⑪ 住民への広報(分別排出、仮置場などについて)

(2) 県の災害廃棄物計画

県は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物処理体制、民間事業者との連携・協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

(3) 大量に生じた災害廃棄物への備え

市及び県は、大量災害廃棄物の発生に備え、関係団体と連携して、平常時から広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置場・処理施設の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

(4) アスベスト使用建築物等の把握

県及び市町は、災害発生時に、アスベスト飛散・ばく露防止に係る応急対応を迅速に実施するため、平時から建築物等におけるアスベスト使用状況の把握に努める。

2. 各種データの整備保全

市及び県は、復興の円滑化のため、あらかじめ、不動産登記、地積、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等各種データの整備保存並びにバックアップ体制を整備しておくものとする。

また、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するように努めるものとする。

3. 罹災証明書の発行体制の整備

(1) 市

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住宅被害の調査や罹災証明の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

さらに、効率的な罹災証明書の公布のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

(2) 県

県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修会を開催し、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

4. 復興対策の研究

市、県及び防災関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自主復興支援方策、復興過程における住民精神保健衛生、復興資金のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。

第3節 防災思想・知識の普及

第1項 防災思想・知識の普及

1. 職員への防災教育の実施

風水害時に、この計画に基づく災害応急対策を実行する主体となる防災機関の職員は、風水害に対する豊富な知識が必要であるとともに、適切な判断力が要求される。

このため、防災機関は、職員に対して、各種の研修等の場を通じて、防災知識の普及、意識の高揚を図るとともに、災害応急活動のためのマニュアルを作成し、災害への対応力の向上を図るなど、防災教育の普及徹底を図る。

(1) 研修会

市及び各防災機関は、職員に対して、災害対策関係法令の趣旨の徹底と円滑な運用を図るとともに、必要に応じて、消防、水防、土木、建築、その他風水害対策に必要な技術の修得を図るための研修会を実施する。

(2) 講習会

市及び各防災機関は、風水害に関する科学的専門的知識の職員への普及を図るため、学識

経験者又は関係機関の専門職員等を講師とした講習会を実施する。

(3) 現地調査等

市及び各防災機関の職員は、災害危険地域の現地調査を行い、現状の把握と対策の検討を行うとともに、防災関係施設、防災関係研究機関の視察等を通じて知識の普及を図る。

(4) 災害対応マニュアルの周知徹底

市は、災害対応マニュアルを作成し、その内容について他の防災機関に通知するとともに、職員に対して内容の周知徹底を図る。

(5) 防災と福祉の連携

県及び市町は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

2. 市民に対する普及啓発、防災学習の推進

市及び各防災機関は、市民に対して、単独または共同して、防災の基本である「自らの身の安全は自らが守る」という自主防災思想や、災害予防措置、早期避難、避難方法等の防災知識を普及するための学校教育、社会教育の実施に努める。この際、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等に努めるものとする。

防災知識の普及にあたっては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

(1) 防災知識の普及・啓発等

ア 市、県及び防災関係機関は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信するものとする。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難勧告等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う者とする。

イ 市、県及び防災関係機関は、「災害時は差し迫った危機から命を守ることが最優先」であり、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大下にあっても避難所への避難を躊躇することがないよう、住民に対して啓発活動を行うものとする。

ウ 市、県及び防災関係機関は、防災週間及び防災関連行事を通じ、住民に対し、風水害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及・啓発を図る。

- ① 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- ② 警報発令時や警戒レベル4「避難指示(緊急)、避難勧告」、警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」の発令時にとるべき行動、緊急避難場所や避難所での行動、緊急避難場所や避難所での行動
- ③ 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中)で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

- ④ 「災害時における不要不急の外出は控え、仮に外出した後でも、道路の冠水などで少しでも生命の危険を感じた時には、一度立ち止まり、引き返す勇氣も必要」という令和元年佐賀豪雨災害の教訓化事項
- ※低平地が多い佐賀県の地理的特性から道路冠水が珍しくないため、そこを安易に自動車で通過しようとする傾向にある。令和元年佐賀豪雨災害でも自動車ごと流されて2名の尊い命が失われたように、道路冠水時にはクリークや河川との境界が分からなくなったり、想像以上の流れがあるなど、生命に危険が及ぶ場合があり、このことについて住民に対して啓発を行っていくことが必要
- ⑤ 災害時の家族内の連絡体制等(連絡方法や避難ルートの決め方等)について、あらかじめ決めておくこと。
- (2) 風水害対策パンフレット、チラシ等の作成配布
- 市は、地域の防災対策を的確に進める観点から、浸水想定区域や土砂災害警戒区域など風水害の発生危険箇所等について調査するなど地域防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、平常時の心構えや風水害時の行動マニュアル等を作成し、市民に配布するとともに、研修を実施するなど、防災知識の普及に努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。
- (3) 講習会等の開催
- 市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。
- なお、県及び市町は、各地域における防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- (4) 報道機関の活用及び協力要請
- 風水害時における混乱及び被害を最小限に押さえるため、報道機関の協力を得て、平常時から市民の災害に対する意識の高揚を図る。
- (5) 防災教育等の推進
- 学校等は、生徒等の発達段階に応じて、学校教育を通じて防災教育の徹底を図る。
- 市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災に関する教材(副教材)の充実、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- 特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- 市は、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、一般住民向けの専門的・体系的な防災に関する教育の普及促進を図る。
- (6) 避難所の運営
- 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のため必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

3. 住民への分かりやすい水害リスクの提供

県及び市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する等、住民が分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

第2項 消防団の育成強化

消防団は将来にわたり、地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在として、救助・救出活動、警戒巡視活動、災害防御活動、避難誘導活動等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少や高齢化等の問題を抱えていることから、その育成強化を図る。

県及び市町は、消防団の育成、強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

1. 消防団員の理解促進

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、住民の防災に関する意識を高めるとともに、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

2. 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び従業員の消防団活動に対する理解の増進に努めるとともに、女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

3. 公務員の消防団への入団促進

公務員の消防団への入団は、地域住民と深いつながりができ、地域住民との密着性の観点から非常に望ましいことから、率先して消防団へ参加するよう努めるものとする。

4. 消防団の装備の改善

消防団の装備は、消防団の活動の充実強化を図るため、安全対策、救助活動、情報通信等の装備について、充実強化を図るものとする。

5. 消防団員の教育訓練

地域防災力の中核となる消防団は、様々な役割を期待されていることから、訓練施設の確保、教育訓練を受ける機会の充実を図るものとする。

6. 消防団組織・制度の多様化

地域住民、女性が参加しやすい組織・制度として特定の災害・活動のみに参加する「機能別団員・分団制度」を推進する。

第3項 水防団及び水防協力団体の育成強化

市及び県は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図るものとする。また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治体等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図るものとする。

第4項 自主防災組織等の育成強化

大規模な風水害が発生した場合、防災機関の活動は、その機能を十分に果たせなくなり、災害を受けた地域の全てを救うことができないことも考えられる。

このような事態に対処するためには、「自ら守る、みんなで守る」という意識のもとに、市民自らが、地域社会の中でお互いに協力して、被災者の救出・救護、要配慮者への援助、避難及び避難所での活動を自主的に行うことが要求される。必要に応じて避難所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

このため、市は、区長、行政区などの地域において、市民の連帯意識に基づく自主的な防災組織の育成、強化を図るように努める。その際には、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。必要に応じて避難所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

1. 地域住民等の自主防災組織

市は、地域防災計画に、自主防災組織の役割、地域区分、設置方法、活動内容等、自主防災組織の育成に関する計画を定め、これに基づき組織化を図るとともに、防災訓練の実施に努める。

市及び県は、組織の核となるリーダーを育成するための研修及び情報提供などによる育成強化並びに多様な世代が参加できるような環境の整備に努め、これらの組織の日常化、訓練の実施を促進する。その際には、女性の参画の推進に努めるものとする。

《自主防災組織の活動例》

(1) 平常時

- ① 防災知識の普及
- ② 防災訓練
- ③ 地域内の安全点検
- ④ 防災資機材の整備・点検

(2) 災害時

- ① 出火防止・初期消火
- ② 救出・救護
- ③ 避難誘導(要配慮者の援助)
- ④ 情報の収集・伝達
- ⑤ 避難所運営への協力

2. 活動拠点及び資機材の充実

市は、自主防災組織の活動拠点の整備や救助、救護のための資機材の充実に努める。

第5項 企業防災の促進

1. 企業の事業継続計画等

企業は災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定

するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害から復旧に至る事前の計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続域の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

市及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

市及び県は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定支援及び事業継続マネジメント(BCM)構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、企業に対し地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

県、市及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

2. 要配慮者利用施設の防災体制

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

さらに、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、各法令等に基づき、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市に報告するものとする。

市及び県は、要配慮者利用施設の洪水時の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

3. 大規模工場等の防災体制

浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画(以下「浸水防止計画」という。)の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

また、油や人体・環境等に影響を及ぼす液体等を取り扱う事業所は、「災害による製造業者の油等流出防止対策」に基づく油等流出防止対策に努めるものとする。

第6項 住民及び事業所による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の

向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第7項 災害ボランティア活動の環境整備等

災害時における市民等のボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から環境整備に努める。

1. 防災ボランティア活動の環境整備

市及び県は平常時からCSO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携について検討する。

また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社佐賀県支部神崎市地区、神崎市社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

県及び市は、行政・NPO・ボランティア団体等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティアの活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

県及び市は、社会福祉協議会、ボランティア等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

また、県及び市は地域住民やボランティア等関係機関への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

2. ボランティアコーディネーターの養成

日本赤十字社佐賀県支部神崎市地区、神崎市社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関は、災害時のボランティア活動のあり方、求められるボランティア活動、活動の支援・調整等についての研修会を実施することにより、ボランティアコーディネーターの養成を図る。

3. ボランティア活動支援機関の体制強化

市は、日本赤十字社佐賀県支部神崎市地区、神崎市社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関と連携を図りながら、ボランティア活動支援機関相互の連絡調整が円滑に行われるように、非常用電話、ネットワーク化したパソコン等の整備を図り、支援機関相互のネットワークを構築するための条件整備に努める。

4. 災害ボランティアの活動対象

災害時に活動するボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有するもの(以下「専門ボランティア」という。)とそれ以外の者(以下「一般ボランティア」という。)に区分し、その主な活動内容は次のとおりとする。

区 分	活 動 内 容
専門ボランティア	(1) 被災住宅等応急復旧(建築士、建築技術者等) (2) 建築物危険度判定(建築物応急危険度判定士) (3) 土砂災害危険箇所の調査(防災・砂防ボランティア協会) (4) 医療看護(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等) (5) 整骨等(柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師) (6) 福祉(介護、手話通訳等) (7) 無線(アマチュア無線技士) (8) 特殊車両操作(大型重機等) (9) 通訳(語学) (10) 災害支援(初期消火活動、救助活動、応急手当活動等) (11) 公共土木施設等の被害状況の把握と対応への助言、支援(防災・砂防ボランティア) (12) その他特殊な技術を有する者
一般ボランティア	(1) 救援物資の仕分け、配分、配送 (2) 避難所の運営補助 (3) 炊出し (4) 清掃 (5) 要配慮者等への生活支援 (6) その他軽作業

5. ボランティア受入体制の整備

(1) 専門ボランティアの受入体制

専門ボランティアについては、各活動担当部課が中心となり対応するため、あらかじめその把握に努めるとともに、災害発生時の受入体制の整備を図るものとする。

(2) 一般ボランティア受入体制

災害発生時における一般ボランティア活動を支援するため、あらかじめ神崎市社会福祉協議会、日本赤十字社佐賀県支部神崎市地区等と連携して、リーダー養成等ボランティアの受入体制を整備するものとする。

(3) 情報提供窓口の設置

災害発生時、市は、ボランティアに対する情報提供窓口等の設置を検討し、情報の提供体制の整備に努める。

第8項 災害教訓の伝承

市及び県は、過去に起こった大規模災害や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は災害教訓の伝承の重要性について啓発を行

うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により市民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

第4節 防災営農体制の確立

1. 農地防災施設等の管理

農地防災施設又は農業水利施設の管理は、その規模、受益形態等に応じて、市、土地改良区等の受益団体に区分し、一貫した管理体制がとれるように措置するとともに、市及び県は、各管理主体が防災上考慮すべき事項について指導し、管理の徹底を図るものとする。

2. 営農指導

(1) 指導組織

風水害による農作物等の被害を最小限に止めるため、市及び農業関係団体職員で構成する神埼地区農業指導者連絡協議会が中心となって、必要な技術指導を行う。

(2) 指導対策

市は、県、農業改良普及センター、神埼地区農業指導者連絡協議会との連携のもと、普通作物、野菜、果樹、花木、工芸作物、畜産等の専門的事項について、農家に対する技術対策の周知徹底を図る。

市は、気象庁から出される長期予報、1か月予報、各種気象警報等に基づき、予想される被害に対する技術対策を樹立し、指導を行う。

災害が発生した場合には、市は、県及び農業改良普及センターとの協議のもとに、必要な技術対策を早急にとりまとめ、神埼地区農業指導者連絡協議会を指導する。

神埼地区農業指導者連絡協議会は、被害状況を速やかに把握するとともに、市がとりまとめた対策を踏まえ、地域の実態に応じた技術対策を樹立し、関係機関の指導と助言のもとに、現地での営農指導を行うものとする。

第5節 技術者の育成・確保

市は、災害予防対策及び災害応急対策の円滑な実施に資するため、次のような技術者等の育成を図り、あらかじめ登録しておくものとする。

技術者名	業務内容
砂防ボランティア	二次的な土砂災害防止のための技術的支援・通報
防災エキスパート	公共土木施設や公共建物等の被害状況の把握・通報、応急対応等への助言、現地対策本部等への支援
手話通訳者	聴覚障害者に対する手話による支援

第6節 孤立防止対策計画

市は、風水害時に土砂災害等により道路が不通になり、山間部の集落が孤立した場合に備え、平常時から通信手段や迂回路の確保、避難所の整備、食料品等の備蓄などに努めるものとする。

1. 県

- (1) 災害時の孤立地域を予測し、市との情報伝達が断絶しないよう、移動系の無線機器等の通信連絡手段の活用を図る。
- (2) 孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を市と連携し推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。

2. 市

- (1) 市民との情報伝達が断絶しない通信連絡手段の確立に努める。
- (2) 県との通信連絡手段の確立及び迂回路の確保等の防災対策を推進する。
- (3) 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客等一時滞在者の孤立予測について、平素から把握し、防災対策の整備に努める。
- (4) 孤立予想地域ごとに避難所となり得る学校、公民館等の施設の整備を推進するものとする。
- (5) 孤立地域内での生活が維持できるよう、食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する一時滞在者に対する備蓄にも配慮する。

3. 市民等

- (1) 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から要配慮者の把握や食料品等の備蓄などに努める。